平成２１年（フ）第２２４号
北海道勇払郡むかわ町花岡257番地11
債務者　須藤　英雄（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３０号
北海道苫小牧市泉町２丁目６番24号
債務者　山田　郁子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第９５号
岩手県北上市町分18地割134番地１　及川ハイツ101号
債務者　昆野　文子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第９８号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地16　市営天下田アパートＤ102号
債務者　照井　剛志
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０８号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄１丁目１番地５
債務者　畑山　　亨
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１１６号
宮城県白石市斎川字向山62番地１
債務者　紺野　新治
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５９号
福島県南相馬市原町区北町656番地
債務者　岡田智枝美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６９号
福島県南相馬市原町区本陣前３丁目８番地の18
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１２０号
茨城県日立市田尻町２丁目45番20―203号
債務者　豊田　嘉子（旧姓蟻坂）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県高萩市大字石滝2565番地の19
債務者　藤田　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９３号
富山県高岡市中保69番地　中保市営住宅Ｅ棟203号
債務者　城川　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１９９号
富山県高岡市井口本江530番地　桜井ハイツＡ棟302号
債務者　池田　敏治
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２００号
富山県射水市戸破3390番地11
債務者　渡辺眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２０２号
富山県小矢部市金屋本江444番地２
債務者　山室　聡一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２０５号
富山県射水市片口335番地１　サイネリア―ＫⅡ―103
債務者　中川　友文
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１２号
富山県南砺市福光1036番地２　パークサイド・アヴェニュー栄町305号室
債務者　原　　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７１号
山梨県甲斐市龍地2554番地
債務者　飯窪　和江
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係